

死亡に伴う手続について



◆死亡に伴う手続には、主に次のようなものがあります。

	種類	手続を行う方	必要なもの	窓口
住基	印鑑登録証の返還	印鑑登録証をお持ちの方の親族	・印鑑登録証	<input type="checkbox"/> 市民課 ②番窓口 ☎31-1114
	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードの返還	個人番号カード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードをお持ちの方の親族	・マイナンバーカード ・個人番号通知カード ・住民基本台帳カード	
年金	国民年金 ①年金受給権者死亡届 ②未支給年金請求(受給者) ③死亡一時金請求など	死亡者の親族 (②、③の請求順位は、死亡当時同一生計の配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹等)	・死亡者の年金証書又は手帳 ・請求者の通帳、印鑑 ・住民票謄本(請求者、死亡者)または請求者のマイナンバーカード ・戸籍(請求者と死亡者の関係がわかるもの)	<input type="checkbox"/> 市民課 ④番窓口 ☎31-1114
保険証・介護	後期高齢者医療(葬祭費支給)	被保険者の葬儀を行った方	・死亡者の健康保険証 ・振込先の通帳 ・減額認定証、特定疾病療養受療証(お持ちだった方) ・葬儀を行った方とわかるもの(葬儀の領収書や会葬礼状等) ・国保の保険証(死亡者が世帯主であった場合、同世帯にいる国保加入者のもの)	<input type="checkbox"/> 健康保険課 ⑤番窓口 ☎31-1162
	国民健康保険(葬祭費支給)	被保険者の葬儀を行った方	・死亡者の国民健康保険証 ・マイナンバーカード又は個人番号通知カード ・葬儀を行った方の通帳、印鑑 ・葬儀を行った方とわかるもの(葬儀の領収書や会葬礼状等) ・限度額認定証、特定疾病療養受療証(お持ちだった方)	<input type="checkbox"/> 健康保険課 ⑥番窓口 ☎31-1162
	介護保険被保険者証の返還	40歳～64歳で介護保険被保険者証の交付を受けていた方又は65歳以上の方の親族	・介護保険被保険者証	<input type="checkbox"/> 高齢福祉課 ⑧番窓口 ☎31-1116
	介護保険負担限度額認定証の返還	介護保険負担限度額認定証の交付を受けていた方の親族	・介護保険負担限度額認定証	
	介護保険負担割合証の返還	介護保険負担割合証の交付を受けていた方の親族	・介護保険負担割合証	
	書類送付先変更	死亡に伴う関係書類の送付先を死亡時の住所から変更したい方	・送付先が申請者以外の場合、その方の印鑑	
高額介護サービス費支給申請	高額介護サービス費の支給を受けていた方の親族	・相続人代表者の印鑑、通帳 ・相続人代表者と死亡者との関係がわかる戸籍		
税	固定資産税の納税義務者変更	固定資産を所有する方の相続人	・印鑑	<input type="checkbox"/> 税務課 ⑬番窓口 ☎31-1112
	軽自動車	相続人又は軽自動車を譲り受ける方	・車種により届出先が異なりますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 税務課 ⑮番窓口 ☎31-1112
	市税等の口座振替の変更、廃止	市税等の相続人代表者の方	・相続人代表者の通帳、印鑑(変更する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 税務課 ⑯番窓口 ☎31-1112

裏面もあります

	種類	手続を行う方	必要なもの	窓口	
子育て	子ども医療費助成金	保護者死亡の場合 (変更届 又は 登録申請書)	配偶者又は児童を監護する方	・受給資格者証 ・変更される口座の通帳 (子の通帳不可) ・印鑑	子育て支援課 ⑩番窓口 ☎31-1134
		児童死亡の場合 (喪失届)	保護者	・死亡者の受給資格者証	
	ひとり親家庭医療費助成金	受給者死亡の場合 (喪失届 口座変更届)	児童又は児童を監護する方	・死亡者の受給資格者証 ・対象となる児童の通帳 ・印鑑	
		児童死亡の場合 (喪失届 又は、 額改定届)	受給者	・受給資格者	
	児童手当	受給者死亡の場合 (喪失届又は、認定請求書 ・未支払手当請求書)	配偶者又は児童を監護する方	・新たに受給者となる方の保険証、通帳、印鑑 ・対象となる児童の通帳	
		児童死亡の場合 (喪失届又は、額改定届)	受給者		
児童扶養手当 特別児童扶養手当	受給者死亡の場合 (未支払手当請求書)	児童又は児童を監護する方	・手当の証書 ・印鑑 ・対象となる児童の通帳 (受給者死亡の場合のみ)		
	児童死亡の場合 (喪失届又は、額改定届)	受給者			
保育施設入所	保護者死亡の場合 (教育保育認定変更届 又は、退所届)	児童を監護する方	入所を継続する場合は、児童を監護する方の ・保育の必要性を証明するもの (就労証明書) ・マイナンバーカード	子育て支援課 ⑪番窓口 ☎31-1134	
	入所児童死亡の場合 (退所届)	保護者			
福祉	重度心身障害者医療費助成金	受給者の親族	・死亡者の受給資格者証 ・親族の通帳、印鑑	福祉政策課 ⑲番窓口 ☎31-1113	
	特別障害者手当 障害児福祉手当	受給者の親族	・親族の通帳 ・印鑑		
	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の親族	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳		
その他	市営住宅	市営住宅に入居されている方の親族	・通帳 ・印鑑 ・戸籍(請求者と死亡者の関係がわかるもの)	建築住宅課 4階 ☎31-1129	
	犬の登録	犬の所有者が死亡し、新しく犬の所有者となる方	・犬鑑札	生活環境課 5階 ☎31-1115	
	市営墓地の継承	市営墓地の使用者が死亡し、墓地を継承される方(親族の方)	・印鑑 ・前使用者との関係がわかる書類(戸籍謄本等)		
	農業者年金 ①死亡届(加入者) ②未支給年金請求(受給者) ③死亡一時金請求	死亡者の親族 (②、③は死亡当時 同一生計の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)	①～③共通 ・住民票の除票等(加入者の死亡がわかるもの) ②、③の場合 ・請求者の通帳、印鑑 ・戸籍謄本(請求者と死亡者の関係がわかるもの)	最寄りのJA	
	水道 (電話による届出でも可)	使用者変更の場合は新たな使用者 水道を休止する場合は親族のどなたか	・使用者の通帳、届出印 (口座の変更をする場合のみ)	業務課 上下水道部 庁舎1階 43-2800	

(2022.1現在)